

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
桃谷高等学校	<p>行政財産の使用許可について、公有財産台帳の更新を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="427 478 1546 709"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>自動販売機 2 台</td> <td>自動販売機</td> <td>1,650,110円</td> <td>(注) 平30.4.1～令5.3.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 使用期間の短縮に伴い令和3年3月31日をもって使用廃止しているが、公有財産台帳では当初の許可期間のまま放置されていた。</p>	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	土地	自動販売機 2 台	自動販売機	1,650,110円	(注) 平30.4.1～令5.3.31	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳を更新するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳の更新を行った。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間									
土地	自動販売機 2 台	自動販売機	1,650,110円	(注) 平30.4.1～令5.3.31									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和3年11月1日から令和4年1月31日まで）